

【別添－２】

特別仕様書の記載例（ICT活用工事）

第〇条 ICT活用工事について

- 1 本工事は、受注者がICT活用工事を希望した場合に、受注者の提案・協議により3次元データを活用するICT活用工事の対象とすることが出来る。
- 2 ICT活用工事とは、次に示す①～④の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とし、⑤三次元データの納品を行うものとする。
ただし、①、③については、受注者の希望により実施を選択でき、②、④及び⑤を必須とする。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 3 受注者は、前項のプロセスにおいてICTを活用した工事を行う希望がある場合、監督職員へ工事打合簿でICT活用工事の計画書及び内容を確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として施工することが出来る。
- 4 土工について施工範囲の全てで適用できるが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議する。
なお、土工以外の工種に関するICT活用を提案・協議した場合は、実施内容等について施工計画書に記載する。
- 5 ICT活用工事に伴う経費については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」により積算し、必要な経費を計上する。
なお、3次元起工測量及び3次元設計データ作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積書を提出するものとする。
- 6 ICT活用工事を実施した場合は、工事成績評価において加点評価する。
- 7 ICT活用工事の実施に当たっては、本特別仕様書及び「鹿児島県農業農村整備事業ICT活用工事試行要領」等によることとし、疑義が生じた場合又は記載の無い事項については、監督職員と協議するものとする。